

令和7年度 第2回岐阜市高齢者福祉計画推進委員会

令和8年2月16日（月）午後1時30分～

場所：岐阜市民会館 会議室80

■議事

- 議事1 第9期岐阜市高齢者福祉計画（令和7年度上半期）の進捗状況について
【資料1】
- 報告1 介護職員等処遇改善加算について【資料2】
- 報告2 基準費用額（食費）及び負担限度額（食費・居住費）の見直しについて
【資料3】
- 報告3 第9期岐阜市高齢者福祉計画に基づく令和8年度施設整備の状況【資料4】

■出席委員（五十音順）

安達 智紀	委員	岐阜市介護支援専門員連絡協議会
石原 徹也	委員	社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
石山 俊次	委員	岐阜県国民健康保険団体連合会
今井 優利	委員	公益社団法人 岐阜県理学療法士会
大羽 正美	委員	一般社団法人 岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会
加藤 剛	委員	特定非営利活動法人 岐阜県グループホーム協議会
川田 博子	委員	岐阜市民生委員・児童委員協議会
北野 由紀子	委員	公募委員
柴田 純一	委員	中部学院大学
鷺見 譲	委員	岐阜県老人福祉施設協議会
棚橋 靖夫	委員	岐阜市老人クラブ連合会
中谷 圭	委員	一般社団法人 岐阜市医師会
西脇 嘉之	委員	公募委員
安江 紀裕	委員	岐阜県老人保健施設協会

■ 審議概要

1 開会

事務局

本日の委員会については、構成委員 15 名のところ過半数の出席をいただいているので、岐阜市高齢者福祉計画推進委員会規則第 5 条の規定により、本委員会は成立している。

それでは議事に入る。以後の進行は委員長にお願いする。

2 議事

議事 1 第 9 期岐阜市高齢者福祉計画（令和 7 年度上半期）の進捗状況について

（資料 1、参考資料 1 により事務局から説明）

報告 1 介護職員等処遇改善加算について

（資料 2 により事務局から説明）

報告 2 基準費用額（食費）及び負担限度額（食費・居住費）の見直しについて

（資料 3 により事務局から説明）

報告 3 第 9 期岐阜市高齢者福祉計画に基づく令和 8 年度施設整備の状況

（資料 4 により事務局から説明）

委員長

質問や意見等はあるか。

委員

18 ページの「施策 7 介護保険サービスの充実」について、小規模多機能型居宅介護に係る費用が令和 6 年度上半期に比べて 5%減少している。減少した理由は何が考えられるか。施設整備計画でも応募がなく保留になっているが今後増やす必要はあるのか。

委員

通い、泊り、訪問等がセットになっているため、サービスの内容はとても良いが、その分様々な専門職を配置しなければならない。必要な人員を揃えるという点が各事業所にとって課題となっている。また、居宅にいた方が、小規模多機能や看護小規模多機能を利用する場合、ケアマネージャーを変えなければならない。そういった仕組みの説明がまだ不十分であり、サービスを有効活用できていないのではないかと。行政からも積極的にアナ

ウンスをお願いしたい。

委員

現在、小規模多機能型居宅介護を行っているが、ケアマネージャーを変えるという事が非常に大きなハードルになっているのではないか。中には、ケアマネージャーを変えることがネックで利用を見送る方もいる。

委員

16 ページの包括の職員を対象にした、カスタマーハラスメントの研修や、17 ページの介護業者向けのカスタマーハラスメントについてのセミナーについて、今、介護の現場でカスタマーハラスメントというのは大きな問題になっている。今後も継続して様々な研修会を実施してほしい。また、岐阜県がカスハラ対策のチラシを作成し、2月から配布をしている。岐阜県中が同じチラシで啓発活動を行うことで効果が上がっていくので、岐阜市からもチラシの配布等で啓発する必要があるのではないかと感じている。

13 ページの有料老人ホームについて、今後の取り組みの項目で適切な指導という単語が繰り返し出ている。国も次の制度改定の内容として、どのように指導していくのかを課題としている。その点について、今後に向けて行政として見えているものがあればお伺いしたい。

事務局

カスタマーハラスメントの周知について、県のチラシを岐阜市からも周知することを考えさせていただきたいと思います。また、労働基準監督署のカスハラ相談窓口を岐阜市のホームページにも掲載しております。

有料老人ホームの指導について、国の動向を注視しつつ、未届の有料老人ホームへの指導や、岐阜市の指針を遵守するように働きかける等、適切な管理・指導を行っていきたいと考えております。

委員

14 ページの見守りのシールや GPS 機器、LINE の公式アカウントを使った見守りサービスがどの程度効果が出ているのか教えていただきたい。

事務局

公式 LINE を活用した高齢者見守りサービスは昨年 12 月から新たに始めたサービスです。内容は、一人暮らしの高齢者とそのご家族の方や見守りをする人が岐阜市の公式 LINE を友だち登録していただき、利用登録をしていただきます。登録すると公式ラインから定

期的にメッセージが届きます。そのメッセージに対して回答をしていただきますが、回答が2回連続ないとご家族の方にアラートの通知が届き、ご家族の方から状況を確認していただくというサービスです。このサービスは携帯を持っていれば気軽に始めることができるため、1月末時点で200名弱の方にご利用いただいております。今後も引き続き周知を図っていきたいと思います。

事務局

見守りシールについて、200名以上の方にご利用をいただいております。毎年、アンケートを実施しており、その中ではご家族の安心感に繋がった、実際にシールをつけていることで声をかけていただけたという事例のご報告を受けております。しかし、シールはつけているが、実際に使う機会がなかったという方が6割、7割います。今後も周知を継続していきたいと思っております。

委員長

ご意見等なければ、議事についてはここまでとする。

4 その他

委員長

最後に、その他として何かあるか。

事務局

次回、来年度の第1回の委員会は、令和8年11月に開催予定である。詳細な日時、場所等については、開催の1か月前に連絡する。

(閉会)